

特定路外駐車場設置（変更）届出書						
令和 元 年 1 0 月 1 日						
港 区 長 殿						
東京都港区芝公園一丁目5番25号 みなとパーキング 代表取締役 港 太郎						
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項本文の規定により、次のように届け出ます。						
1 駐 車 場 の 名 称		港 TMG 駐車場				
2 駐 車 場 の 位 置		港区芝公園一丁目5番25号				
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積	11,664.33 平方メートル				
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積	a 駐車のに供する部分の面積	一般公共の用に供する部分	7,200.00平方メートル (駐車台数 台)		
			それ以外の部分	平方メートル (駐車台数 台)		
		b 車路等の面積	4,464.33 平方メートル			
4 必 移 要 動 な 等 構 円 造 滑 及 化 び の 設 た 備 め に	路外駐車場車いす使用者用駐車施設 1 台					
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値 1/50					
	特殊の装置	イ 特殊の装置の有無	無			
		ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第4条の規定による認定の概要	a 認定の番号			
			b 特殊の装置の名称等			
5 従 業 員 概 数		0 名				
6 供用開始（予定）日		令和2年1月15日				

備 考

- 一 特定路外駐車場変更届出書にあつては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 3のロのa欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 三 3のロのb欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 四 4のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 五 4のロのa欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 六 4のロのb欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。